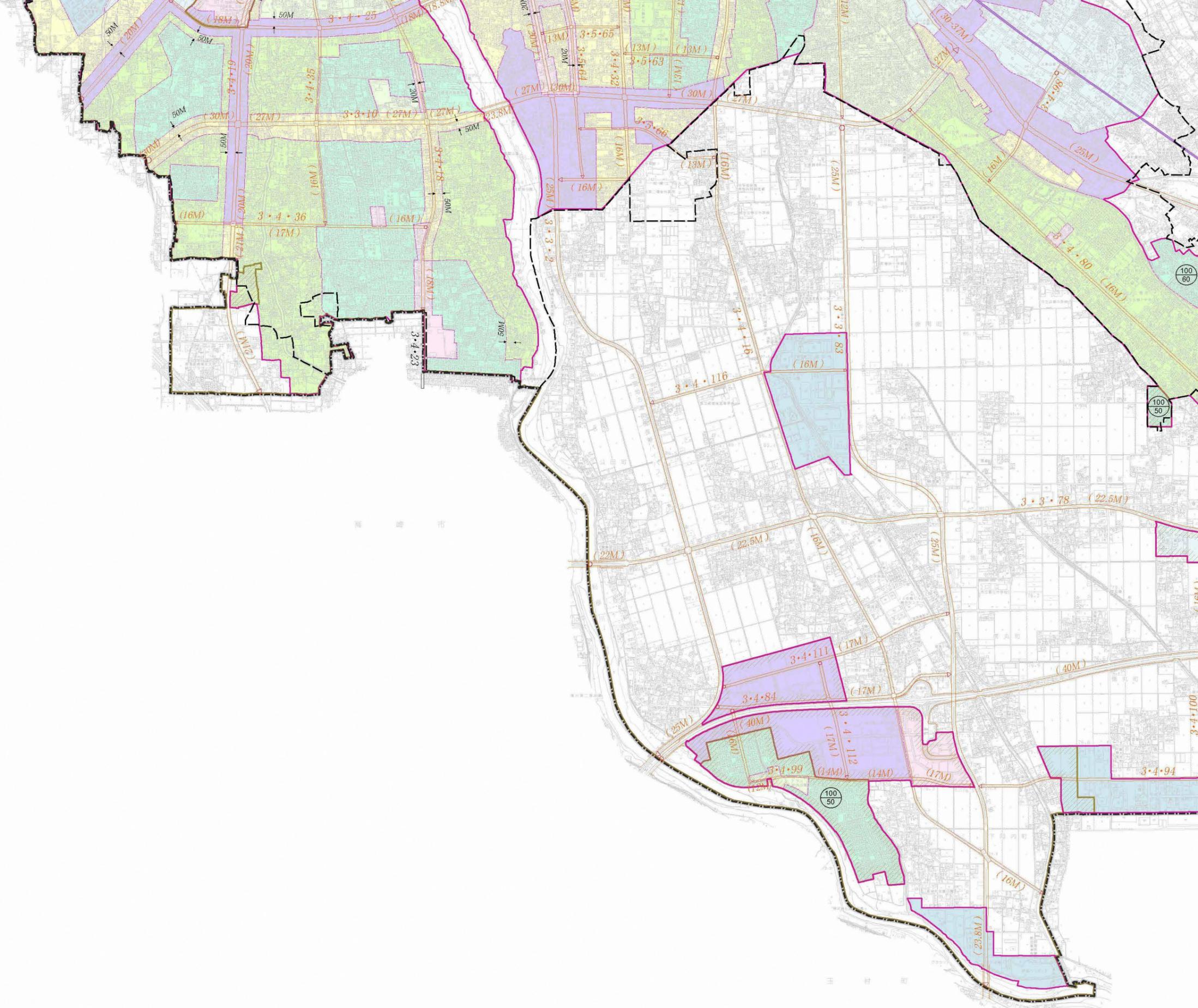


	(%)	(%)
行政区画		
都市計画区域		
市街化区域		
※1	40	80
第一種低層住居 専用地域	50	100
	60	100
第一種中高層住居 専用地域	50	100
	60	200
第二種中高層住居 専用地域	50	100
	60	200
第一種住居地域	60	200
第二種住居地域	60	200
準住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
	80	300
商業地域	80	400
	80	600
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	50	200
	60	200
市街化調整区域 (無指定)	※2	※2
その他区域 (非線引き白地)	70	200
特別用途地区 (特別業務地区)		
特定用途制限地域※3 (田園居住地区)		
特定用途制限地域※3 (沿道地区)		
特定用途制限地域※3 (地域拠点地区)		
特定用途制限地域※3 (産業共生地区)		
高度利用地区		
防火地域		
準防火地域		
都市計画風致地区※4	40	
都市計画道路		
都市計画都市高速鉄道		
地区計画		
駐車場整備地区		
人口集中地区		
出典(総務省統計局「令和2年国勢調査結果」)		



都市計画区域については、外壁の後退距離の限度1m、建築物の高さの限度10m。
 多都市計画区域については、建築物の高さの限度10mのみ。
 計画区域外はのぞく。